

公益財団法人 東京都農林水産振興財団

令和元年度 第4回理事会議事録

1 理事会の決議があったものとみなされた日

令和2年3月3日（火曜日）

2 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者

理事長 影山竹夫

3 議事録の作成に係る職務を行った者

理事長 影山竹夫

4 役員数

理事 8名

監事 2名

5 理事会の決議の目的である事項

（第1号議案）評議員会の決議の省略及び目的である事項の決定について

（1）評議員会の決議の省略についての決定

評議員会の決議について、定款第25条の規定により、決議の省略の方法により行うこと。

（2）評議員会の決議の目的である事項についての決定

評議員会の決議の目的である事項は、次の2件とすること。

① 理事1名の選任につき、その候補者を決定すること

望月龍也 理事 の辞任（令和2年3月31日付）に伴う後任の理事（令和2年4月1日付就任）の候補者を 村上ゆり子 氏 と決定すること。

② 代表理事及び業務執行理事の報酬額を改定すること

提案する報酬額の改定案は、東京都から改定通知のあった「東京都政策連携団体の役員報酬基準」に基づき、別紙（案）のとおり「役員の報酬等に関する規程」を一部改正すること。

（内容）別紙議案書のとおり見直す。

・代表理事：14,340,000円

・業務執行理事：11,640,000円

6 概要

令和2年2月27日、理事長 影山竹夫 が理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記内容の提案書を発し、当該提案につき、令和2年3月3日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議が無いとの意思表示を得たので、定款第46条の決議の省略の方法により、当該提案を可決承認する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするために、本議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

令和2年3月3日

理事長 影山竹夫